

## 電力法の法案が、ミャンマーの未来に明かりを灯す

**電力法の法案（「電力法案」）が、2014年2月23日、公式に発表された。ミャンマーの経済発展という目標の達成をサポートするため、電力法案は、電力分野における外国投資を可能にし、投資家の手続負担を軽減することが期待されている**

電力は、ミャンマーにおいて、極めて必要とされ、かつ欠乏している資源である。アジア開発銀行は、2013年のレポートにおいて、ミャンマー人口の74%が電力へのアクセスを欠いており、しかも今後工業活動における電力需要は増大するであろうと予測している。

電力法案が施行されれば、様々なつぎはぎ的法律によって不透明な規制状況に置かれてきた電力分野の自由化への大きな一歩となるであろう。具体的には、国営企業法（1989年）は、「特に法律によって認められた個人および企業による発電サービス以外の発電サービス」について、国営企業に限定している。現行の電力法（1984年）は、明示的な制限を課していないが、外国投資法通知No. 1/2013は、外資が、①電力システムの運営、②電力の取引、そして③電気事業の検査に関わることを禁止している。

電力法案は、発電を次の3つに分類している。すなわち、（1）10メガワット以下の電力の小規模発電、（2）10メガワットから30メガワットまで電力の中規模発電、（3）30メガワット以上の電力の大規模発電である。電力法案は、電力分野における内国・外国の投資を促進し、ひいてはミャンマーにおける電力供給を増強するため、この分野への投資のための申請手続を簡易化するとしている。

もし電力法案が現在の内容のまま議会を通過すれば、内資・外資による中小規模の発電プロジェクトへの投資は、国および地方自治体（特別自治体を含む）のレベルにおける承認のみで認められ、その他の特別な国家的意思決定機関による承認は不要となる。さらに、電力法案は、関連省庁が、連邦政府の承認の下、大規模発電事業への内国・外国投資を認めることができるとしている。

値段設定に関して、電力法案は、電力価格決定のための特定のメカニズムを規定していない。代わりに、電力法案は、関連省庁が、連邦政府の承認の下、個々の地方または国における電力価格を決定できるとしている。

電力法案が施行された暁には、電力へのアクセスを増やして生活水準を向上させるのみならず、投資を促進し、より多くの雇用を生み出すことが期待されている。

## 退職した元公務員をメンバーとして、汚職防止委員会が結成された

**2014年2月25日、汚職防止法（2013年）に基づいて、汚職防止委員会が結成された**

大統領府は、2014年2月25日付け大統領命令No. 6/2014に基づき、汚職防止法（2013年）の規定に従って、汚職防止委員会を発足させた。汚職防止委員会は、委員長一名および書記一名を含む合計15名によって構成される。すべてのメンバーは、政府の元職員であり、その出身は、

外務省、国家計画経済開発省、家畜・漁業及び地方開発省、連邦司法長官室、連邦財務長官室、軍、そして防衛サービス技術アカデミーである。

汚職防止法は、汚職防止委員会に対して、調査の一環として、証拠の差し押さえ、資産凍結、金融機関の口座の調査、金銭及び財産の没収を行う特別の権限を与えている。これらの権限は、汚職防止委員会の任命により創設される汚職調査チームおよび予備調査パネルと共同で行使される。汚職防止委員会の形成は、ミャンマー政府が、クリーンで透明な行政を実現するための努力を続けていることの証拠として見られている。

## 複数形態輸送法が2014年1月31日に成立した

**2014年1月31日に成立した複数形態輸送法（「本法」）は、複数形態輸送業者および運送業者の義務を包括的に規定している**

2014年1月31日、ミャンマー国会において、国境をまたぐ物資輸送の効率化を目的として、本法が成立した。本法は、ライセンスを受けた複数形態輸送業者が当事者となる場合と、ミャンマーから国外へ輸送される物資・国外からミャンマーへ輸送される物資に関わる紛争に適用される。

本法は、物資の複数形態輸送（すなわち、一つ以上の形態を含む輸送）を行う法主体に対して、物資複数形態輸送中央委員会からライセンスを取得することを求めている。同委員会は、ライセンスを受けた複数形態輸送業者の一般的な規制主体としても機能する。本法は、規制主体としての同委員会に、ライセンス保持者が法令に違反した場合に、ライセンスの一定期間の停止や剥奪等の罰則を課す権限を与えている。

くわえて、本法は、複数形態輸送業者および運送業者間で紛争が起こるリスクを出来る限り減らすため、複数形態輸送業者および運送業者の義務を包括的に規定している。また、本法は、複数形態輸送業者が負うべき責任と、責任を負わなくてよい場合の詳細について定めている。

本法の成立は、2015年のアセアン経済共同体を見据えたものである。アセアン地域における貿易量が増大するなかで、本法は、国境を超える物資の動きの効率化をはかり、複数形態輸送業者と運送業者双方の利益を保護することで、これらのサービスのレベルを向上させることを目指している。

本法は、大統領による公式の通知をもって施行されるが、通知が出る時期は現時点では未定である。